

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4163
21年7月2日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。

新たな更衣時間裁判始まる

長崎県の新型コロナウイルス感染者ですが、長崎市は落ち着いてきましたが佐世保市は拡大傾向で推移しています。

東京では感染者の増加が続いていて第5波の予兆とも言われています。ワクチン接種は進んでいるみたいですが油断せず、もう少し自粛生活を続けましょう。

近畿支社管内で働く日本郵便の社員（郵政ユニオン組合員）が制服に着替える時間は労働時間（勤務時間）内であるとして、着替えにかかる時間の未払い賃金相当額の損害賠償金の支払いを求め日本郵便を提訴した。

規則で勤務時間中の制服着用を義務付け、制服通勤も禁止している。この為、職場で更衣しなければならぬと主張した。これに対し日本郵便は「会社内で更衣する事を義務付けてはいないと」と主張している。



判例によれば
(ア) 着替えが仕事の準備行為であること。
(イ) 制服着用が義務付けられていること
(ウ) 会社内の所定の更衣室で着替えなければならぬこと。
これらを充たせば、制服への着替えが会社の指揮命令下におかれていると評価され労基法上の労働時間にあたるとした。



当初、会社は「就業規則に、会社の所定の更衣室で着替えなければならぬ」と書いていない」と反論したが、原告は制服通勤を禁止している以上、更衣室で着替えるしかない」と訴えた。

判例によれば
した。確かに就業規則には「更衣室で着替えること」とは書いていないが社員は制服通勤が禁止されている為、更衣室で着替えるしかない。この訴えが認められ和解となった。



職場には犯罪根絶に向けての禁止事項として、4枚のポスターが至る所に掲示してあるのは皆さんご存知だろう。

以前は「制服通勤禁止」のポスターも掲示してあったが、いつの間にか無くなっていった。このポスターが掲示してある頃は、管理者が制服通勤を厳しく取り締まっていた。私たちが機関紙配付（ピラマキ）を行っている横で、出勤してくる社員の服装をチェックし、制服で通勤してきた社員を見つけたら、全体ミーティングで前に呼

今回、近畿で新たに更衣時間裁判が始まった。今後、会社は裁判対策として、着替え時間に残業代を払わなくて済むように勤務時間の変更を考えている。具体的な中身は割愛するが、不利益変更に伴うもので到底受け入れられるものではない。



これまででも会社は、20条裁判の訴訟リスクとして、住居手当廃止などの就業規則改定を行ってきた。支部としては、就業規則改定を阻止するためにも、この更衣時間裁判を支援し共にたたかっていたい。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

ゆめが、均等待遇を。

なげうち差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ！

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。